

科目名称	民法					ビジネス・キャリア	(○)	オフィス情報	(○)
英文科目名称	Civil Law					グローバル・コミュニケーション	( )	医療事務・医療秘書	(○)
科目コード	590142	授業形態	講義	単位数	2				
教員氏名	高山 康男		年次配当	2年次	前期	ホテル・観光	(○)	大学編入	(○)
実務経験教員担当	有・ <b>(無)</b>		アクティブラーニング			有・ <b>(無)</b>			
授業概要及び授業方法	<p>民法(広義の民法)とは、現行民法典(狭義の民法)と戸籍法などその他の民事法を合わせたものである。現行民法典(総則、物権、債権、親族、相続の五編)の総則編と物権編を中心に授業を行う。  授業は「例題のプリントを配布する(1回の授業で4~5題)。まず学生に考えさせ選択肢の答えを選ばせる。そして板書と資料を使って解説する」という方法で行う。</p>								
関連する科目	憲法、法律学、商法・会社法					卒業認定(学習成果)との関連		① ③ ⑥	
授業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 民法総則(民法第1条~第21条、権利能力など)</li> <li>2. 民法総則(民法第22条~第32条、同時死亡の推定など)</li> <li>3. 民法総則(民法第33条~第37条、法人など)</li> <li>4. 民法総則(民法第85条~第98条、物など)</li> <li>5. 民法総則(民法第99条~第118条、代理など)</li> <li>6. 民法総則(民法第119条~第126条、無効及び取消しなど)</li> <li>7. 民法総則(民法第127条~第143条、条件及び期限など)</li> <li>8. 民法総則(民法第144条~第161条、時効)</li> <li>9. 民法総則(民法第162条~第174条、時効)</li> <li>10. 民法物権(民法第175条~第207条、占有権など)</li> <li>11. 民法物権(民法第209条~第238条、相隣関係)</li> <li>12. 民法物権(民法第239条~第269条、共有など)</li> <li>13. 民法物権(民法第270条~第294条、地役権など)</li> <li>14. 民法物権(民法第295条~第341条、先取特権など)</li> <li>15. 民法物権(民法第342条~第398条、抵当権など)</li> </ol>								
授業時間外の学習	予習・復習に毎回2時間程度の学習が必要である(配布プリントの熟読、法律用語及び重要判例の学習など)。								
授業の到達目標	法学検定基礎コースに合格する(受験は任意)。 法学検定合格を目指し、自ら考え自分の言葉で表現できる能力を身につける。								
課題に対するフィードバック	小テストの採点結果の返却及び解説は翌週の授業で行う。					評価方法・基準		定期試験(90点)、小テスト及び授業への積極的参加度(10点)	
テキスト	必要に応じて資料を配布する。								
参考書	使用しない。								
備考	特になし。								